



巻頭言

日本建築士事務所協会連合会会長 三栖邦博

美しく豊かな自然風土に恵まれたわが国は、一方では自然災害の脅威に常にさらされ、しかもその威力は計り知れない。巨大津波と原発事故を発生させた東日本大地震からの復興に加え、南海トラフを震源とする連鎖型巨大地震や首都圏直下型地震が差し迫る今日、強度不足の既存建物や老朽化した都市施設など社会資本の再評価と再整備が急がれている。

去る 5 月の改正耐震改修促進法の成立など、今後、国土強靱化に大量の資金と労力の投入が見込まれ、まさに戦後復興にも匹敵する第二の復興の時代にあるとさえ云える。建物の必要最低基準を定めた建築基準法とその順守を担保する資格者を定めた建築士法は、制定以来 60 年余にわたり戦災復興とそれに続く量的拡大を支えてきたが、反面、規準さえ満たせば良しとする風潮が質の高い建物や魅力的なまちづくりには繋がらず、スクラップ・アンド・ビルドを加速させ、国民負担と環境負荷を増大させる結果にもなった。同時に、建築士を法適合を主業務とする資格者へと変質させ、建築士を擁しない事業者でも建築士事務所への再委託により設計・監理業を行えるとする現行建築士法の制度下で、数多くの建築士事務所が多様な事業者の下請へと押しやられ、その結果、設計・監理業の健全な発展も妨げられてきた。

建築やまちづくりの基本は、すべての建物はその所有形態にかかわらず、安心、安全の確保はもとより景観形成や地球環境への影響など、建築されると同時に人々の生活に深く関わり、必然的に公共的価値を持つ存在となるという認識を全国民が共有し、実現することにある。建築士事務所には、規準への適合だけでなく高度な知識と技術に基づく専門家としての自立した判断を通じて、この公共的価値の実現に主導的役割を果すことが今まで以上に強く求められている。新たに制定を目指す（仮称）建築士事務所法（或いは設計・監理業法）は、委託者として価値基準の決定に大きな役割を果す建築主と受託者である建築士事務所の双方が、対等で直接の契約に基づき、相互理解と信頼のもとに責務を遂行し、良質でサステナブルな社会資本の形成と次世代への継承という社会的責任を共に果たし、第二の復興ともいふべき新たな時代の要請に応えていくために不可欠な枠組みと考えている。建物を規定する建築基準法、資格者を規定する建築士法、設計監理業を規定する建築士事務所法の 3 法が、建築基本法の理念のもとに、その実現に向け有効に機能する体系が望ましいと考えている。

報告1：建築基本法シンポジウム

「自然災害から生命と財産をどうやって守るか」

日時： 2013 年 4 月 16 日 13 時 30 分開場 14 時～17 時

場所： 衆議院第二議員会館 1 階 多目的ホール

出席者： 国会議員 11 名(秘書代理含む)、会員及び一般参加者 57 名 計 68 名(以下、敬称略)
司会/山岡淳一郎

講演： 挨拶&基調講演「建築基本法の視点」 神田順
「建築関連法制度に関する検討の動向」 南一誠
当初、2012 年 11 月に予定されていたシンポジウムは、衆議院の解散、総選挙で延期。政権交代後、仕切り直して開催された。建築基本法の本質は政界の変動を超えた普遍性を持っており、その必要性を超党派で訴えよう、と参加者一同は再確認するに至った。

まず神田が基調講演で震災復興のまちづくりが建築基準法 39 条の災害危険区域指定などで遅れている現状を解説した。将来を見すえた地区計画と地域で合意した規制が必須であり、トップダウン(国がすべて決める)でも、ボトムアップ(市場経済に委ねた自由放任)でもない、集団合議を基本とする新たな社会制度の確立を提唱した。

つづいて南は最近の建築関連法規の検討の動向を紹介。さまざまな専門家集団が、次世代の建築のあり方を活発に議論している状況を伝える。日本建築学会は、そうした議論を経て、①建築主、所有者など建築に関わる者全員の責務・役割の明確化、②建築ストック活用など現代ニーズへの対応、③規制と専門家の関係の再構築、④技術の発展に資する社会システムの検討、⑤専門家教育との連携、などを具体的な検討課題にすえたと報告された。

講演の前後に出席した国会議員が基本法への「思い」を述べた。以下、発言順に要点を記す。

前田武志(元国交相・参・民主) 昨年末「低炭素まちづくり法」が施行され、コンパクトシティ、環境未来都市のイメージが共有された。一方、ニュータウンはゴーストタウンの危機に直面し、地域が崩壊しそうだ。そうした事態に、基準法では対応できず、基本法が必要だと先生方は主張しているのだろうが、そこをもっと突っ込んで教えてほしい。

櫻田義孝(衆・自民) 私は国会議員唯一の職人出身。7年半、大工職人の経験を積んだ。建築分野には非常にに関心がある。いろいろ勉強させていただきたい。

阿部寿一(衆・無) 元は国交省の官僚だった。建築物は個人財産であるとともに公共財。その認識はまだ国民全体に浸透していない。基本法が宣言立法なのかどうかかわからないが、理念を高らかに宣言する意義はあるだろう。

馬淵澄夫(元国交相・衆・民主) 耐震偽装問題を機に建築への認識は高まった。大臣時代、基準法を根底から見直す方向で検討したが、運用面に留まってしまった。政権が変わったが、いまま建築基本法の重要性は痛感している。中古住宅率がクローズアップされている。伝統構法も大切だ。改めて皆さんと一緒に基本法制定に向けて歩んでいきたい。

金子恵美(衆・自民) 国民の生命、財産をどう守るか、という政治的使命に関心があり、シンポに参加した。国土強靱化で災害に強い国土づくりが行われているが、専門家の皆さんの意見を聞きたくて参加した。

その後、制定準備会の西一治が「震災復興の現状と課題—釜石市唐町小白浜の状況」と題し、復興支援の活動報告を行う。

一般参加者からは次のような意見が出された。

- ・環境性能の向上策は国交、環境両省が取り組んでおり、制度的にわかりにくい。
- ・巨大地震などのリスクを先行負担することが正しいのか。
- ・復興は、国⇒県⇒市の一方通行。実際にやっているのはコンサルタントだが、上からの計画で住民が参加できない。
- ・古いマンションの再生を考えても、容積が残っていれば「建替え」に誘導する法制度になっている。見直すべき。

報告2:基本法制定準備会 2013 年度通常総会の報告

日時: 2013 年 6 月 15 日 (土)14 時 00 分 開場
14 時 30 分~15 時 00 分
(懇談会 15 時 00 分~17 時 00 分)

場所: 建築会館 301~302 号室

出席者 :33 名+委任状 80 名=113 名(定足数 76 名)

議長: 神田順 (以下、敬称略)

決算、予算の承認後、釜石市唐町丹小白浜の佐々木啓二・町会長との懇談会に移る。佐々木は次のように語った。

「津波襲来時、娘の嫁ぎ先で小学1年と2年の孫が『じいちゃん、ばあちゃん、食べ物持って逃げよう』と説得して、四人の命が助かった。学校での訓練が活きた」

「震災後、まちづくり協議会ができたが素人の集まりで機能せず。とにかく家がほしい。プランの叩き台がほしい。市に『危険地域だから家はダメ』と言われても簡単には諦められない。屋敷が流れた土地は道路に面して坪4万円、畑地で3万円。自立再建するにも、土地がいくらで売れるかわからない。市は買い上げ方針をスパッと出さない。被災状況や土地利用の線引きで住民感情が分断されている」

「災害復興の公営住宅を42戸つくるが、独居の高齢者も多い。皆が自主再建できるわけではなく、何年かすれば空室が出る怖れもある。若い人にも入ってほしい。三陸縦貫道のインターが近くに二つできる。青森、仙台、東京とも近くなる。交通体系と産業、生活のビジョンが必要だ」

「復興住宅の設計は、中学の体育館を借りて、建築士が原寸大の間取りをつくり、ワークショップ形式でやっている。この試みはいい。ただ、海辺には、国の方針で高さ14.5mもの防潮堤が立ちふさがる。気が滅入る。そのお金をまちづくりに使えたら、もっといいプランができると思う」

事務局連絡先

電話: 03-3368-0815 FAX: 03-3368-2845
住所: 〒211-0025 川崎市中原区木月2-2-16
建築設計事務所アトリエ71
E-mail: info@kihonho.jp / http://www.kihonho.jp/